

平成二十七年度分の地方交付税の交付額の特例に関する 省令（案）の概要

平成 27 年 3 月
自治財政局交付税課

1. 概要

平成 27 年 4 月 2 日に地方交付税の 4 月概算交付を予定しているが、それまでに平成 27 年度本予算が成立しないことが見込まれ、暫定予算が編成されることから、地方団体の財政運営に支障が生じないように概算交付を行うため、地方交付税法（昭和 25 年法律第 211 号）第 16 条第 2 項の規定に基づいて、平成 27 年度分の地方交付税の交付額の特例に関する省令を制定するもの。

2. 各条項の解説

○ 第 1 条

暫定予算に基づき各地方団体に対して交付すべき地方交付税の交付額は、以下の算式により算定した額とする。

$$\left(\begin{array}{l} \text{当該地方団体の} \\ \text{平成 26 年度分の} \\ \text{普通交付税の額} \end{array} \right) \times \left(\frac{\text{平成 27 年度の交付税総額}}{\text{平成 26 年度の交付税総額}} \right) \times \frac{1}{4}$$

（暫定予算に基づく 4 月概算交付総額：3 兆 9, 379 億円）

○ 第 2 条

廃置分合又は境界変更があった場合の平成 26 年度分の普通交付税の額の算定方法について定める。

3. 施行期日

公布の日